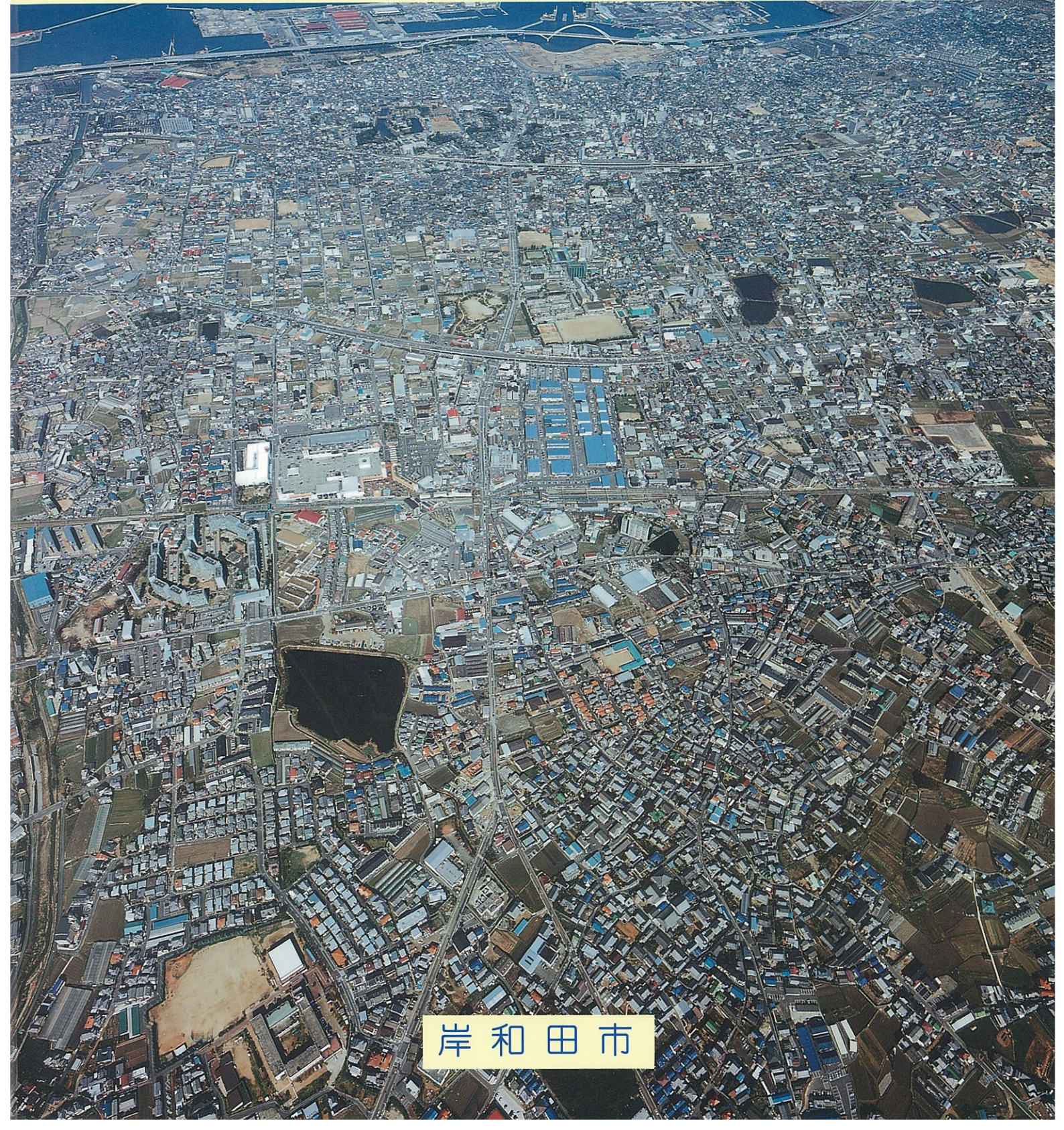


岸和田都市計画事業第二阪和国道
南部土地区画整理事業

竣工記念誌



岸和田市

ごあいさつ



堺市市長 原 昇

本市は、古くから城下町として栄え、農産物や魚貝類の集散場、さらに近年は地場産業の繊維工業をはじめ、鉄鋼業や木材関連事業などを中心に発展してきた都市であります。現在、人口19万余人を擁する泉南地域の経済、文化、行政の中核的都市として発展を続けております。

また、本年9月の関西国際空港の開港を控え、関連する地域整備や都市の国際化の進展に伴い経済交流が活発になり、地域の活性化が予想されています。このような状況下で、南部土地区画整理事業が、ここに「竣工」の運びとなりましたことは、誠に喜びにたえないところであります。

本市では、平成元年に「人間尊重と環境保全」を基本理念とする第2次総合計画を策定し、その中で良好な住宅地の形成を図ると位置付けております南部土地区画整理事業は、都市基盤や住環境の整備に大きな役割を果たすものです。

ご承知のとおり、区画整理事業は土地の一定率を提供していただき、それによって公共施設を整備し、土地の利用増進や有効利用を図ることになりますが、一方では、貴重な財産の減少になりますので、地権者の深い理解と協力なくして事業の竣工をみることはできないものであります。

都市計画の母ともいわれる区画整理事業は、まさにこれからが本当の意味での「事業」だということをできるのかもしれないかもしれません。

この竣工を契機とし、市民の皆様と共に今後とも「都市的魅力にあふれた快適で便利なまちづくり」をめざし、なお一層努力してまいります。

最後になりましたが、本事業に係られた土地区画整理審議会委員をはじめ、土地所有者また関係権利者の「理解あるご協力」と建設省・大阪府その他関係機関各位のご指導ご支援に深く感謝の意を表すとともに、不幸にして事業途中で惜しくもご他界されました方々のご冥福を祈念しつつ、南部土地区画整理事業「竣工」のご挨拶と致します。

平成6年3月

ごあいさつ



堺和田市議会

議長 寿一誠

平素は市政に対し格別のご支援を賜り厚くお礼申し上げます。この度は南部土地区画整理事業がめでたく完成しましたことは、誠にご同慶にたえません。

区画整理事業は、調査・計画・設計・工事等の工程を経て完成に至る訳でございますが、本事業におきましても20年は有に経過していると同っております。関係者各位の永年に亘るご苦勞もさることながら、地元権利者の深いご理解とご協力がなければ、到底この善き日を迎えることは出来なかったことと存じます。あらためて心から感謝申し上げる次第でございます。

本市は地域の発展と住民福祉の向上を願い、住みよい魅力ある都市の建設を重点に市政を推進しておりますが、本事業の完成により、当地域の発展は期して待つべきものと存じます。

私ども市議会といたしましては、本市発展のため渾身の努力を傾けてまいりますが、関係各位におかれましては、今後とも市政各般にわたりより一層のご支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、みなみなさまのより一層のご繁栄を心からお祈り申し上げます。

平成6年3月

このたび、南部土地区画整理事業がめでたく完成に至りましたことは、関係者皆様方と共に喜びに耐えないところであります。

本事業は第二阪和国道(現国道26号)の建設を契機に、八木地区、中央地区と共に昭和39年頃から土地区画整理事業の実施について、行政と地元関係権利者の間で熱心な論議を重ね、昭和48年5月に事業着手の運びとなりました。

以来20有余年の永きに渡り幾多の困難な問題に遭遇しながらも、ここに無事完成の日を迎えることが出来たことは、ひとえに地元権利者をはじめ関係者各位の並々ならぬ苦勞の賜と心から感謝しております。また本事業推進のため最後まで私と苦勞を共にした審議会委員の方々に対し心からお礼申し上げます。さらに、今日の完成を待たず惜しくもご逝去された方々には、完成のご報告を申し上げ心からご冥福をお祈り申し上げます。

本事業の完成は、将来南部地区のみならず本市の発展に大きく寄与するものと確信し、今後この地域が皆様方の英知によって快適で住みよい健全な街に発展するようお祈りいたしまして私の挨拶といたします。

平成6年3月



南部土地区画整理審議会
会長

留河 勝

岸和田市のあゆみ

岸和田の歴史は古く、市内には60を越す古墳と100近い遺跡がある。

久米田古墳群は古墳時代中期のものといわれ、“橘諸兄塚”と呼ばれる前方後円墳をはじめ5つの円墳がある。久米田古墳群から摩湯山古墳周辺にかけては、弥生時代後期の土器類が多く発掘され、広い住居範囲の存在が確認されている。

南北朝時代、後醍醐天皇の御代“楠木正成”が、戦功により摂津・河内・和泉の三国の守護職に任じられた際、一族の和田新兵衛高家にこの地を鎮護させた。当時この地方は「岸」と呼ばれており、吉野の和田氏を「上の和田」と呼ぶのに対し、当地の和田氏を「岸の和田」と呼び、いつしか地名も「岸和田」と称するようになった。

寛永17年(1640)岡部宣勝入城以来5万3千石の城下町として栄えた。全国的に有名な“だんじり祭”は、約270年前岡部長泰公が五穀豊穡を感謝する稲荷祭を行ったのが始まりと伝えられている。

大正11年11月1日、府下で3番目に市制が施行され「岸和田市」の誕生となり、その後近隣との合併を経て、現在では人口19万人を突破し、泉州地区の中心都市として躍進を続けている。



岸和田市と南部土地区画整理事業

岸和田市は大阪府南部、和泉平野のほぼ中央に位置し、北東部を忠岡町・和泉市に、南西部を貝塚市に、南部を和歌山県にそれぞれ接し、北西部は大阪湾に面しています。

市域は、東西に7.6km、南北に17.3km、面積約71km²あり、海から山にかけて南北方向に長い市域形状を成しています。市域を流れる河川は、牛滝川、春木川、津田川の3本あり、これらの河川による大阪層群の浸食・運搬に因って中位・低位段丘層(沖積層)が形成され和泉平野となっています。南部土地区画整理事業(南部地区)は中位段丘層の上にあり、その肥沃な大地を利用して農地が地区の多くを占めていました。

区画整理事業発案当時、鉄道はJR阪和線と私鉄の南海本線があり、道路は旧国道26号と府道大阪和泉南線が主な交通網でした。しかし、南北方向の交通量増加に対応することが困難となり、第二阪和国道、大阪臨海線などの幹線道路の建設が望まれていました。

南部地区は、岸和田市の南西部に位置し、地区の北部は岸和田港福田線に接し、東部は旧市街地をかわしながらJR阪和線と並行して走り、南は貝塚市との行政界を西へ向かい、西は南上町二丁目と上町の町界を北上し、今池(現在の今池公園)と府立和泉高校に沿って、野田町、別所町の町界を走り岸和田港福田線に至る範囲で区画整理事業を施行してきました。

第二阪和国道は、南部地区内1,288m、用地買収区間822m、中央地区内1,367m、八木地区内1,110m、総延長4,587mが市域を南北に縦貫しています。

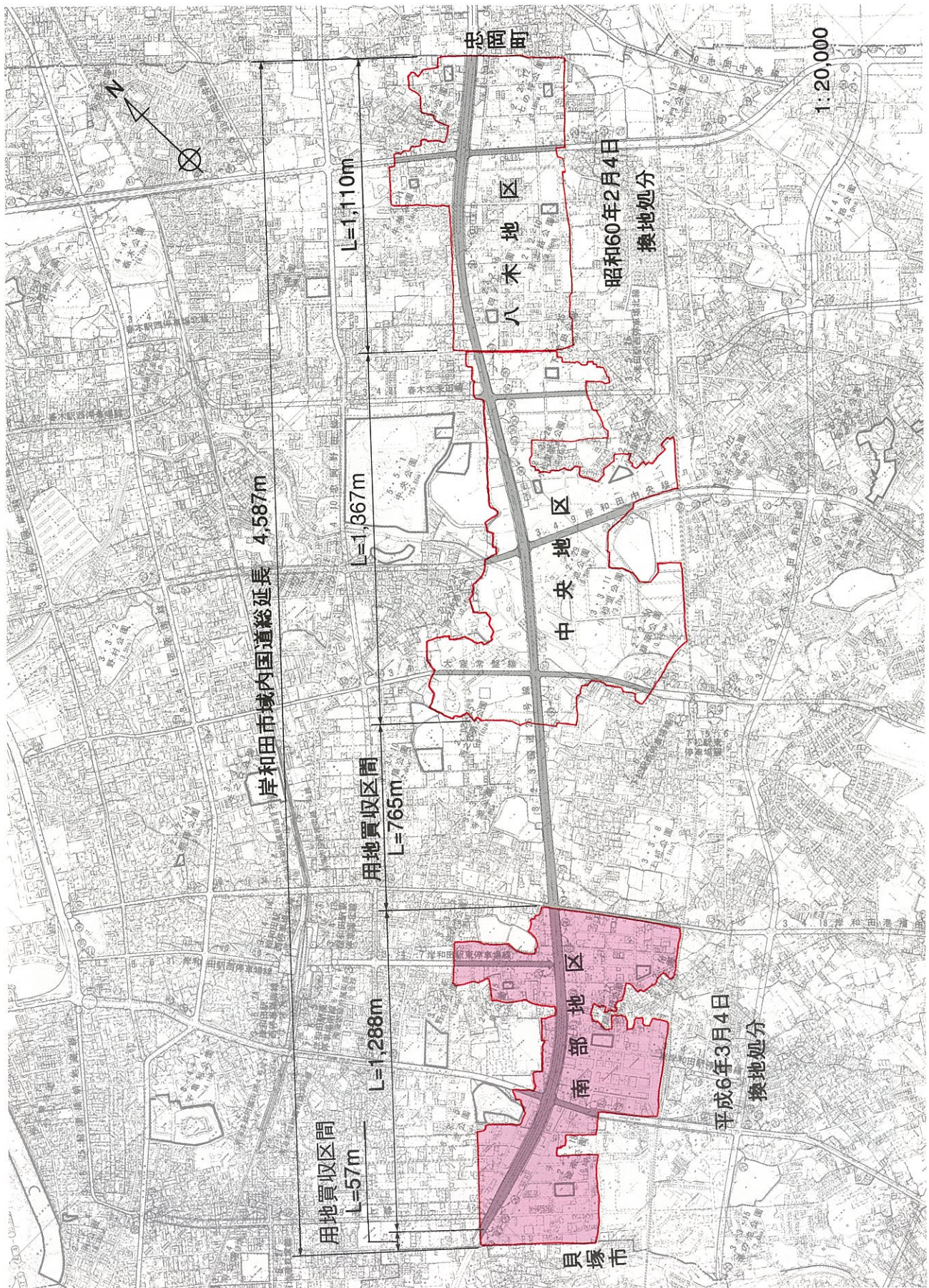
岸和田市では既に八木地区(54.3ha)を昭和60年に完了させ、本年、南部地区(57.7ha)が完了しました。残る中央地区(76.8ha)についても近い将来換地処分ができるように努力しています。

次頁の図面は、第二阪和国道に関連する区画整理事業の位置を表しています。

施工中の第二阪和国道（昭和50年）



岸和田市の区画整理事業



発 端

泉州地方は、人や物の流れが大阪と和歌山を結ぶ南北方向に集中しています。

昭和30年代、旧国道26号、府道大阪和泉南線の主要幹線道路がありましたが、対向2車線では当時の急激な交通量の増加に対応出来ませんでした。

このような社会情勢の中で、「第二の国道」の建設機運が高まり、調査と計画についての協議が、国・府・地元市町の間で行われました。しかし、なかなか意見のまとまりが見られず、数年が過ぎました。この間にも、岸和田市では海岸埋立工事、木材コンビナート工事などが始まり、経済成長期との重なりが更なる交通渋滞を引き起こしました。

そして、昭和39年1月、時の建設大臣河野一郎氏が当時としては異例のヘリコプターによる機上からの視察と現地踏査を行い、同年5月、そのルートと構造が「堺市から泉佐野市間の浜手側に6車線の国道を建設する。」との決定が下されました。「第二阪和国道」(現在の国道26号)の誕生です。

しかし、この決定では国道が建設されるだけで、区画整理事業との結びつきは見られませんでした。そして、国道の用地買収が開始されると、一部地元の反対が起こり困難が予想されました。

市町の担当者は、将来の宅地化を予想して、当時としてはまだなじみの薄い手法であった区画整理事業がもっとも良い事業手法ではないかと考えました。

そこで、「区画整理事業によって、広範囲な基盤整備と併せ、国道用地を生み出そう。そうすれば、用地買収によって土地を手放すことも、国道沿いに不整形地が残ることも、また、一歩裏の土地が取り残されることもなくなるではないか。これこそが今、地元や市の将来にとって必要だ。」と地元市町は、国や府に働きかけていきました。その結果、堺市から岸和田市間を区画整理事業で、貝塚市から南は用地買収方式によって、国道建設が着手されました。

岸和田市では、第1次地区として「八木地区」を、第2次地区は「南部地区」と「中央地区」の2地区に分け、3つの地区で区画整理事業が始まりました。

岸和田高架橋開通式(昭和58年)



事業の経過

現況交通量・OD等の調査	昭和34年
ルート及び構造の決定	昭和39年 5月10日
区画整理事業の方針決定	昭和39年12月
第二阪和国道の都市計画決定	昭和42年 2月27日
地元説明会	昭和47年 1月
施行区域の都市計画決定	昭和48年 2月14日
区画整理事業の計画決定	昭和48年 5月10日
換地設計	昭和49年 4月26日
仮換地の審議会答申	昭和50年 8月 1日
仮換地の指定通知	昭和50年11月21日
仮換地の使用収益開始通知	昭和50年12月 6日
工事着手	昭和48年11月21日
第二阪和国道の供用開始	昭和49年 5月 5日
工事完了	平成 2年 6月25日
換地計画に関する評価員の意見聴取	平成 5年 8月27日
換地計画に関する審議会の意見聴取	平成 5年10月12日
同 答 申	平成 5年11月 1日
換地計画認可	平成 5年12月13日
換地処分通知	平成 5年12月17日
換地処分完了公告	平成 6年 3月 4日
区画整理登記の開始	平成 6年 3月 7日

事業計画

土地の種目別前後対照表

種 目			整 理 前			整 理 後		摘要
			地 積(m²)	%	筆 数	地 積(m²)	%	
公 共 用 地	国 有 地	道 路	5,833.04	1.01		48,447.36	8.39	
		水 路	17,653.53	3.06		——	——	
		計	23,486.57	4.07		48,447.36	8.39	
	地 方 公 共 団 体 所 有 地	道 路	8,512.51	1.47		83,660.24	14.49	
		水 路	——	——		5,079.59	0.88	
		公 園	——	——		11,697.14	2.02	
		公共用地充当地	16,144.42	2.80		——	——	
		計	24,656.93	4.27		100,436.97	17.39	
	合 計		48,143.50	8.34		148,884.33	25.78	
宅 地	民 有 地	田	311,089.64	53.87	680	428,580.41	74.22	
		畑	216.00	0.04	1			
		宅 地	148,662.59	25.74	579			
		雜 種 地	35,258.01	6.11	131			
		塵芥焼却場地	3,720.00	0.64	5			
		学校用地	488.00	0.08	1			
		計	499,434.24	86.48	1,397			
	国 有 地	普通財産	2,852.24	0.49	3	428,580.41	74.22	
		計	2,852.24	0.49	3			
	合 計		502,286.48	86.97	1,400	428,580.41	74.22	
測 量 増 減			27,034.76	4.69		——	——	
総 合 計			577,464.74	100.00		577,464.74	100.00	

減歩率計算表

整 理 前 宅地地積 (台帳地積)	同更正地積 (測量増減 を加減した もの)	整理後宅地地積		差引減歩地積		減歩率	
		保留地を 含めた 宅地地積	保留地を 除いた 宅地地積	公共減歩 地 積	公共保留地 を合算した 減歩地積	公 共 減歩率	公共 保留地 合算 減歩率
m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	%	%
502,286.48	529,321.24	428,580.41	428,580.41	73,706.07 100,740.83	73,706.07 100,740.83	14.67 19.03	14.67 19.03

減価補償金相当額の全部をもって整理前の宅地を買収し減歩率を台帳 14.67%・実測 19.03% とする。

資金計画書

収入の部

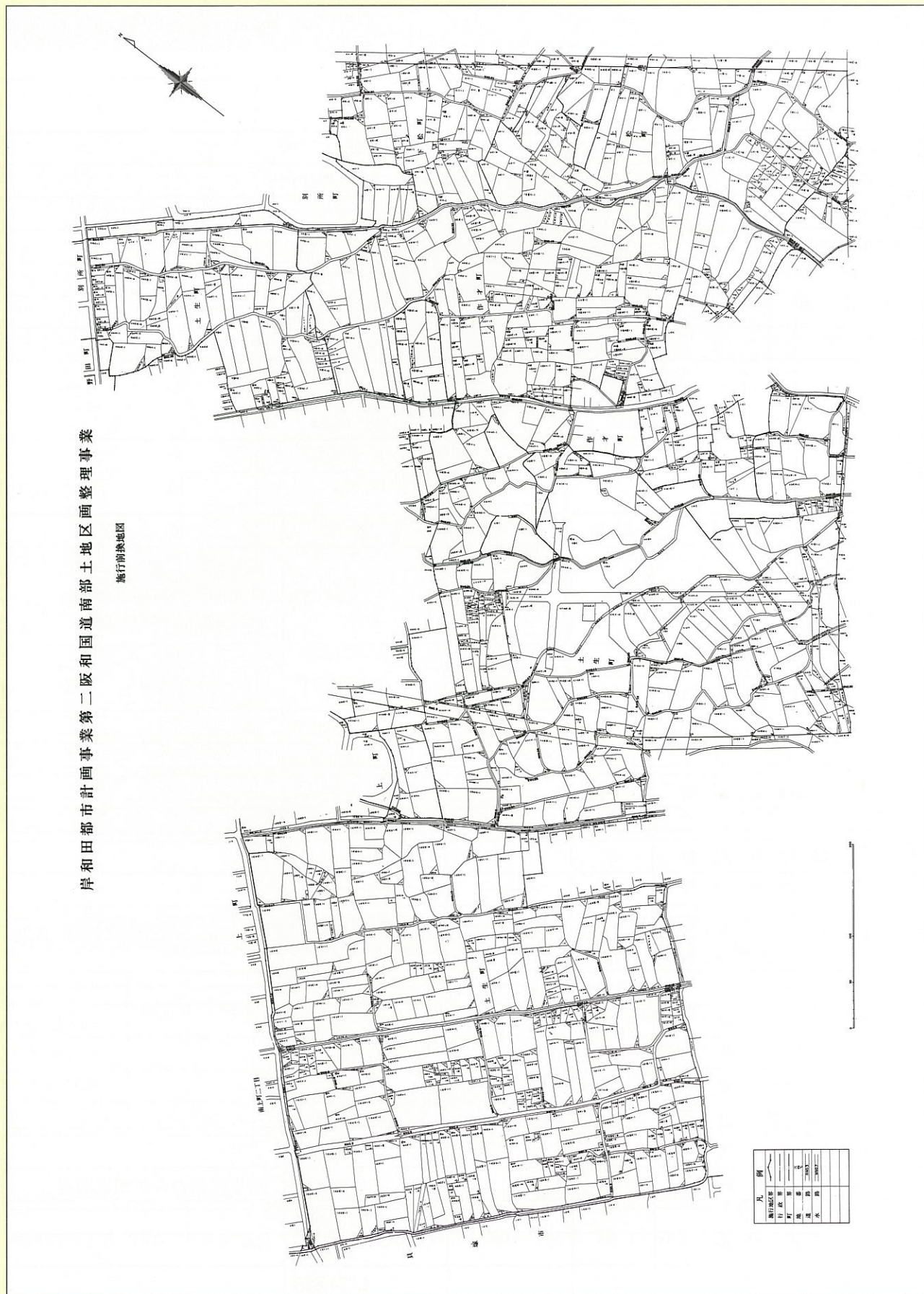
区 分	金 額	摘 要
国庫補助金	688,543千円	国庫補助基本額 1,049,388千円
岸和田市費	1,543,545千円	但し、府費も含む
公 共 施 設 管 理 者 負 担 金	1,992,800千円	国道26号改築費 1,900,000千円
		岸和田土生郷修斉線 71,500千円
		岸和田駅東停車場線 21,300千円
合 計	4,224,888千円	

支出の部

(単位:千円)

事 項				単 位	事 業 量	事 業 費	摘 要
公 共 施 設 整 備 費	築 造	道路築造費	幹 線 街 路	m	2,144	100,652	国道26号・南上線 岸和田土生郷修斉線 岸和田駅東停車場線
			区 画 街 路	m	10,756	1,017,548	
		水 路 築 造 費	m	3,160			
		公 園 施 設 費	m²	11,697	16,200		
		小 計			1,134,400		
	移 転	建 物 移 転 費	件	210	805,474		
		小 計			805,474		
	移 設	電 柱 移 設 費	本	――	――		
		電 纜 移 設 費	基	――	――		
		ガ ス 移 設 費	m	――	――		
		上 水 道 移 設 費	m	70	916		
		小 計			916		
	営 繕 費					18,472	
	整 地 費					651,878	
	調 査 設 計 費					308,379	
工 事 費 計					2,919,519		
損 失 補 償 費					672,953		
減 価 補 償 費					522,572	減歩緩和のため用地取得	
小 計					1,195,525		
事 務 費					109,844		
合 計					4,224,888		

施行前換地図



施行後換地図



施行前 (航空写真)

昭和45年撮影



施行後 (航空写真)

平成6年撮影



事業の実施

施行区域の都市計画決定

昭和48年 2月14日 大阪府告示第197号

区画整理事業計画決定

昭和48年 5月10日 岸和田市告示第27号

施行地区

1. 施行地区の位置

本地区は岸和田市の南西部に位置し、岸和田港福田線より貝塚市行政界にいたる、JR阪和線と私鉄南海本線との間にあり、これらに平行した帯状の区域である。

2. 施行地区の区域

岸和田市上松町・下松町・別所町・作才町・野田町・土生町・上町・南上町の各一部

事業の目的

国道26号(第二阪和国道)の建設に伴い、この沿線を中心として急速な宅地化が予想されるので、都市計画道路岸和田土生郷修斉線、岸和田駅東停車場線、南上線などと共に公共施設の整備改善を行い、土地利用の増進を図り用途地域性と調和のとれた市街地を築くものである。

公共施設の整備改善の方針

1. 用途地域

本地区を東西に貫く旧塔原街道を境にして、南部は準工業地域、北部は住居地域に指定されている。

(昭和45年6月20日 大阪府告示第864号)

2. 都市計画道路

地区のほぼ中央を基本幅員32mをもって縦貫する国道26号(第二阪和国道)については用地確保にとどめる。また、都市計画道路についても本事業で用地確保はするが、岸和田駅東停車場線(幅員20m)は全部を、岸和田土生郷修斉線(幅員22m)は一部を区画整理事業により整備し、南上線(幅員16m)は、全面別途事業で施行する。

3. 都市計画公園

公園については、作才公園(0.27ha)、泉公園(0.12ha)、東岸和田公園(0.39ha)、城南公園(0.38ha)、及び今池公園の一部を本事業で用地確保し、整備計画は、平均高0.12mの盛土整備を行う。

4. 都市計画以外の公共施設

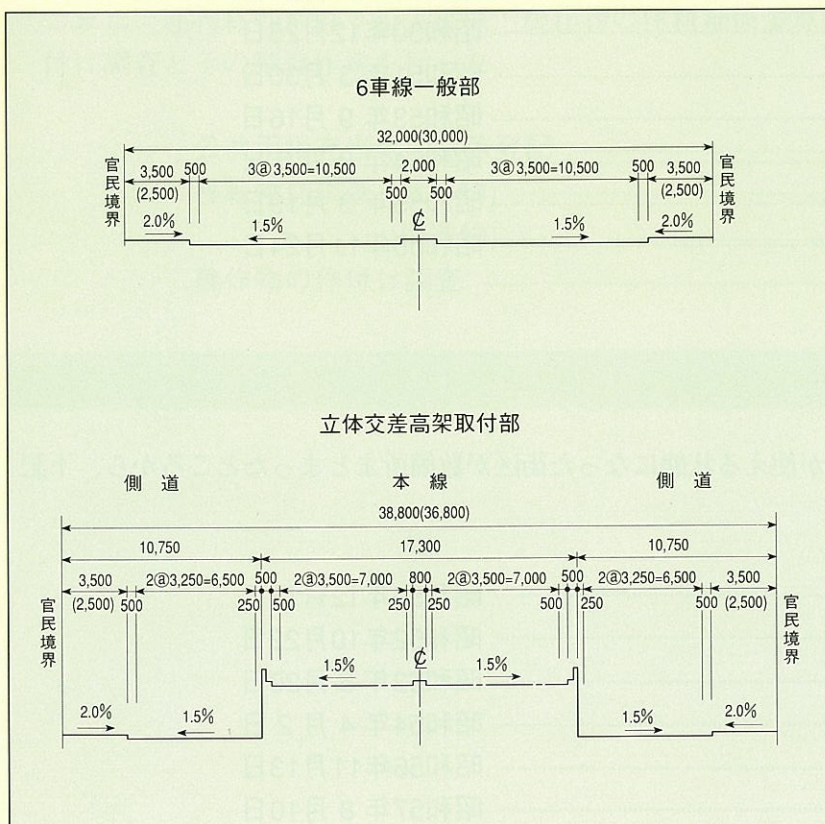
イ 区画道路

区画道路は、9m・8m・6mを基本に構成し、整備計画は平均盛土高0.8m、路面はアスファルト舗装とし、両側に排水施設として側溝を設置する。

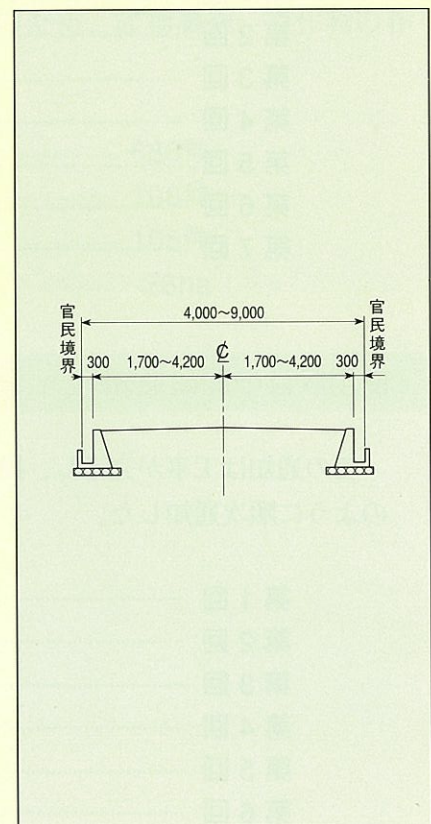
ロ 水路

在来水路を基盤に、将来の下水道計画を考慮し、区画道路沿い及びその敷地内に幅員0.7m～2.5m、深さ1.0m～2.0mの開渠または暗渠を設け、地区内外の用排水に支障のないように設置する。

第二阪和国道標準断面



区画街路標準断面



換 地

換地設計

換地設計は、土地区画整理法及び施行規程、換地設計基準、土地評価基準に基づいて設計した。

- ①換地を定めるため基準となる従前の地積(基準地積)は、施行規程により算出し、特に縄延びが多いと思われる宅地については、本人の申出により、施行者が査定して定めた。
- ②土地評価は、路線価式評価比例方式により算出し、評価員の意見を聞いて定めた。
- ③換地の位置は、従前地が存していた位置又はその付近地とし、特に飛び換地をする場合は、同一所有者の換地に隣接するように定めた。
- ④換地の組合せは、従前の宅地1筆に対し換地1画地、1筆に対し数画地、数筆に対し1画地のいずれかにより定めた。
- ⑤特別処分地(法90条該当地)は、本人の同意を得て定めた。

仮換地の指定

昭和50年7月21日審議会に仮換地指定について諮問し、同年8月1日答申を得た。これを受けて下記のとおり、工事予定区域から順次、仮換地指定通知を行った。

第1回	昭和50年11月21日
第2回	昭和50年12月25日
第3回	昭和51年3月30日
第4回	昭和53年9月16日
第5回	昭和54年2月6日
第6回	昭和55年3月19日
第7回	昭和56年11月24日

使用収益の開始通知

この通知は工事が完了し、換地が使える状態になった街区が数箇所まとまったところから、下記のように順次通知した。

第1回	昭和50年12月15日
第2回	昭和52年10月22日
第3回	昭和53年6月20日
第4回	昭和54年4月2日
第5回	昭和56年11月13日
第6回	昭和57年8月10日

工事と補償

工事の概要

国道26号(第二阪和国道)と南上線を除く街路と水路及び公園の築造工事、また、建物及び構造物の移転工事、宅地の境界コンクリート工事、整地工事などが主な工事である。

工事の概要は次のとおりである。

区画街路	総延長11,602 m	面積	83,234 m ²
水路	〃 3,160 m	〃	5,080 m ²
公園	5カ所	〃	11,697 m ²
建物及び構造物の移転	211カ所		

補償の概要

本地区は、減価補償の対象になった事業であり、減価補償金に相当する土地を公共用地充当地として従前の宅地から分筆買収した。

また、建物移転補償・損失補償・農作物の休耕補償金算出のため、建物調査、農作物の作付け調査とその積算作業を行った。

公共用地充当地の分筆登記	686件
移転物件調査(建物)	106件
〃(構造物)	105件
農作物の作付け調査	38ha

工事風景



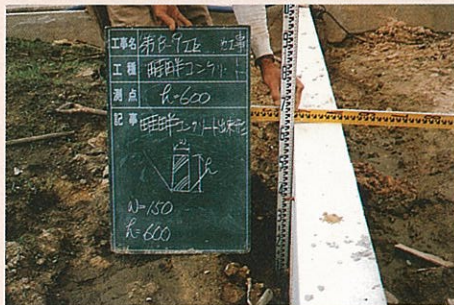
街路築造工事



側溝工事



水路工事



境界コンクリート工事



除草工事



整地工事

埋蔵文化財

南部地区では、昭和48年9月に第二阪和国道の建設に先立ち、埋蔵文化財の発掘調査が行われ、住居跡や土器などが発見され、土生遺跡の存在が確認されました。

そこで、昭和49年3月から数回にわたり、岸和田遺跡調査会・岸和田市教育委員会が発掘調査を行った結果、製塩土器が多量に出土する遺跡であることがわかりました。調査範囲約9000m²で、出土した土器は、製塩土器のほか高杯(たかつき)、小型丸底壺、甕(かめ)など土師器(はじき)と呼ばれる古墳時代前期のものです。また庄内甕といわれる他地域で作られた土器も多く出土しています。

泉州地域では、小型で深鉢状の「小型脚台付土器」と呼ばれるものが、和泉市上町遺跡・伯太遺跡・府中遺跡、泉大津市豊中遺跡、高石市大園遺跡など大阪湾岸の各遺跡から少量出土していましたが、その用途は不明でした。土生遺跡で初めて多量に出土したことから、製塩土器ということが明らかになり、今では岬町に所在する児島東遺跡のように製塩炉跡も発見されるようになりました。

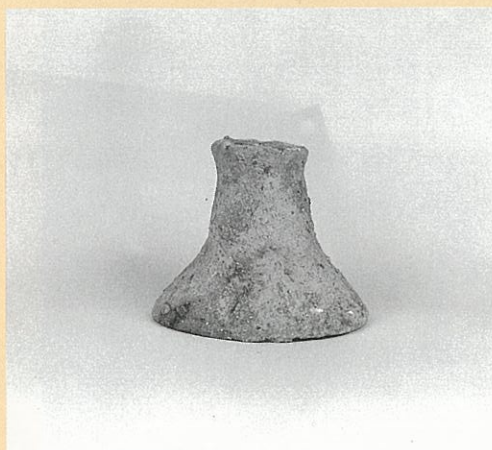
当時の製塩法は、自然乾燥あるいは藻を使って海水の濃度を増し、その濃縮した海水を30cm位の小型脚台付土器に入れて長時間煮沸し、塩のかたまり(結晶)を作っていました。

国道26号(第二阪和国道)の道路敷及びその周辺地域から竪穴住居跡や堀立柱建物跡、さらに日常生活に使われた土器も見られるので、集落内で土器製塩が行われていたことがわかりますが、当時の社会状況あるいは発掘調査の成果から考えると、この集落は製塩の専業集落ではなく、日常生活のなかで小規模に製塩を行っていたのではないかと推定されます。

大化の改新以後、全国各地で六町四方を単位とした条里制が施行されました。いわゆる「区画整理」です。当地は和泉国府(現和泉市府中町所在)を基点として46度西に向いた条里の西端にあたっています。いつの時代にこの区画整理が実施されたか、いまだに明らかにされていませんが、近隣の遺跡の発掘調査結果を参考にすると、古代末から中世にかけて行われたようであり、今回、当地の区画整理は数百年ぶりの事業といえます。

土生遺跡の南東約1kmのところには弥生時代から奈良・平安時代までの集落跡である畑遺跡があり、さらに約2.5km南東には天神山古墳群が存在することから、これらの遺跡の関連を解明することにより、旧和泉群木嶋郷に属する津田川流域の古代集落の変遷が把握できるのではないかと考えられています。

出土品



調査風景



事業の収束

換地計画

平成2年度から工事の出来形測量に入り、特に建物及び構造物がある箇所は、隣接者の立会いを求め測量し、全ての画地及び公共用地を確定した。

平成5年10月12日換地計画案を審議会に諮問し、同年11月1日答申を得て、同年11月17日から11月30日まで公衆の縦覧に供した。

(換地計画認可 平成5年12月13日 大阪府指令都整第14-3号)

換地処分

平成5年12月17日付けで総ての関係権利者に通知した。そのうち3件が所在不明のため返送されたので、これについては公示送達により通知した。

平成6年2月17日で通知が完了し、同年2月21日大阪府知事に換地処分が完了した旨の届を行い、同年3月4日(大阪府告示第322号)付けで公告された。

所有権者の部	835通
所有権以外の権利者の部	132通

町名・地番の整理

土生郷修斉線以南は住居表示が実施され、「土生町二丁目」と「南上町二丁目」となった。それ以外は旧町名が採用された。

新地番については、大阪法務局岸和田支局との協議の結果、現在使用されている最終地番から間をおいて開始地番とし、南海本線岸和田駅に近い所から順次、連番方式で付番することを基本とした。

また、道路・水路は宅地の最終地番から付番した。

区画整理登記

平成6年3月4日換地処分の公告をうけて、同年3月7日大阪法務局岸和田支局にその旨を通知し、同日から地区内の登記事務の停止手続を行った。

区画整理登記は一般登記と異なり表題部の書換えが主な作業であるが、土地と建物を合わせると2700数筆にもなり、登記官との綿密な協議のもと、区画整理登記が行われた。

		従前の土地	換地処分後の土地
土 地	民 有 地	1400筆	1212筆
	公共用地	713筆	178筆
建 物		593筆	

竣工記念碑



(東岸和田公園に建立)

右側面

會長	職務代理	委員
留河勝	森下正義	元職務代理 木下仙太郎
村中正治	辻豊	元委員 多炭清春
松阪朝夫	(故)植野修	(全)川口秋夫
西出穎司	(全)	(全)松阪清治郎
村上宇一郎	(全)	(全)松本繁治郎
中嶋喜代利	(全)	(全)柳川武雄
麻生川久男	評価員 林昭	(全)林昭
奥喜代一	(全)	(全)西村貴司
日田清一郎	(全)	(全)竹腰久雄
古石佳秀	元評価員 (故)上田松太郎	(全)上田松太郎
藪清一	(全)	(全)松尾秀雄

後正面

南部土地區画整理事業は、岸和田市上松町・下松町・別所町・作才町・野田町・土生町・上町・南上町の各一部を含めた区域で、施行面積五十七・七ヘクタールである。第二阪和国道（現国道二十六号線）建設を契機に昭和四十八年五月十日大阪府知事の認可を受けて着手し本市のまちづくりの限らない発展を願ひ施行したものである。総事業費約四十二億円で二十年余の歳月を費やし、地権者並びに地域住民の協力と大阪府の指導のもとに事業の竣工を見るに至つたものである。よつてここに事業竣工の碑を建て記念とする。

平成六年六月

界首市长 系昇

碑文

完成風景

▼ 泉公園



▲ 城南公園

▼ 東岸和田公園



▲ 寒さにも負けず

▼ 作才公園



▲ 今池公園

▼国道26号(第二阪和国道)



▲国道26号(立体交差部)

▼岸和田駅東停車場線



▲土生郷修斉線

▼土生郷修斉線とJR阪和線の交差部



▲区画街路8号線

南部地区の施設

●岸和田警察署



●岸和田税務署

●岸和田公共職業安定所



●市立中央体育館

●商業施設



●岸和田市建設部分室



●区画街路



●区画水路



●公園

周辺の施設

■岸和田城



■南海岸和田駅



■JR東岸和田駅



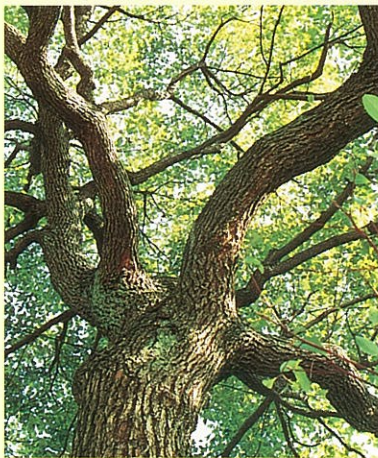
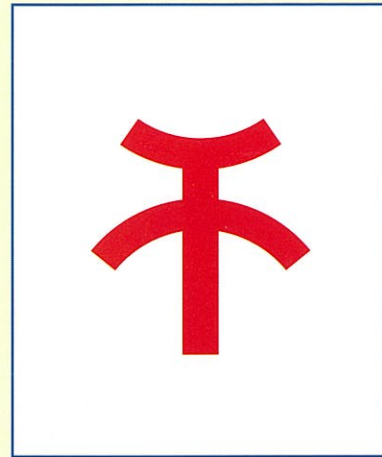
岸和田市民憲章

昭和57年11月1日の市制施行60周年を記念し、市民共通の道しるべとなる「市民憲章」が制定された。



市章

大正9年3月、紋章を作るため懸賞募集したもので、岸和田の「岸」または「キ」の図案化あるいは、欄干橋の「干」からとったものといわれている。



市の木「クスノキ」

昭和43年11月1日、市制施行45周年を記念し市民の意見を参考にして指定された。

市の花「ばら」

市制施行60周年を記念するとともに、市の緑化推進の一環として、選定された。





岸和田城

慶長年間、小出秀政により現在の場所に築城され、その後岡部氏5万3千石の居城として、13代230年間にわたる泉州統治の拠点であった。

天主閣は、文政年間に雷火のため焼失したが、昭和29年11月再建され、昭和44年11月城門および隅櫓が復元され、その一部が郷土資料館として活用されている。

発行 平成6年(1994)3月 岸和田市
企画・編集 岸和田市都市整備部区画整理課
〒596 岸和田市下松町813番地 市立農業会館内
TEL. 0724(28)6531
